

地方懇談会における意見の概要

農村振興局

平成23年 9月 1日

農林水産省

新たな土地改良長期計画検討に係る地方懇談会の開催状況及び委員一覧

	北海道 開発局	東北 農政局	関東 農政局	北陸 農政局	東海 農政局	近畿 農政局	中国四国 農政局	九州 農政局	沖縄総合 事務局
開催日	8月10日(水)	8月10日(水)	8月11日(木)	8月3日(水)	8月12日(金)	8月8日(月)	8月10日(水)	8月4日(木)	8月9日(火)
委員名 (役職 名等)	岩村 和平 (北海道開発局農業水産部長)	榎本 政規 (山形県鶴岡市長)	石山 清一 (農事組合法人大荷場麦作組代表理事)	石田 博信 (富山県土連専務理事)	井上 久則 (岐阜県飛騨市長)	芦原 安男 (農事組合法人八幡宮農組代表理事)	沖 陽子 (岡山大学大学院環境学研究科教授)	井上 眞理 (九州大学大学院農学研究院教授)	来間 泰男 (沖縄国際大学名誉教授)
	長南 史男 (北海道大学大学院教授)	加藤 孝志 (加美郡西部土地改良区理事長)	及川 ひろみ (NPO法人「宍塚の自然と歴史の会」理事長)	上野 香代子 (福井県農業会議常任会議員)	大倉 久徳 (平原地域営農組合代表)	河地 利彦 (京都大学大学院農学研究科教授)	嘉藤 進 (農事組合法人あかつきファーム今在家組長)	梅田 穰 (熊本県農業協同組合中央会副会長)	古謝 景春 (水土里ネット沖縄会長)
	小田たず子 (あぐり・びれっし理事)	加藤 徹 (宮城大学理事兼食産業学研究科長)	河野 英一 (日本大学生物資源科学部学部長)	酒井 富夫 (富山大学教授)	加治佐 隆光 (三重大学大学院生物資源学研究科教授)	杉本 修一郎 (兵庫県土連常務理事)	高尾 武司 (香川県農政水産部土地改良課長)	加納 義英 (熊本県土連常務理事)	高柳 充宏 (沖縄総合事務局農林水産部長)
	戸川 雅光 (長沼町長)	倉島 栄一 (岩手大学農学部教授)	佐々木 隆 (信州大学農学部教授)	杉浦 謙治 (邑知潟土地改良区理事長)	神谷 金衛 (明治用水土地改良区理事長)	高瀬 光準 (和歌山県農業農村整備課長)	中原 律子 (社)広島消費者協会会長)	鮫島 正道 (鹿児島大学農学部客員教授)	玉城 肇 (沖縄県農林水産部村づくり計画課長)
	中島 克彦 (北海道農政部農村振興局長)	境谷 博顯 (有)豊心ファーム代表取締役)	白倉 政司 (山梨県北杜市長)	染川 孝子 (コープいしかわ常任理事)	北川 静子 (農業法人せいわの里代表取締役)	服部 重信 (野洲川下流土地改良区事務局長)	長信 正治 (山口県田布施町長)	凌 祥之 (九州大学大学院農学研究院教授)	友利 敏子 (沖縄空輪株式会社代表取締役社長)
	長澤 徹明 (北海道大学大学院特任教授)	沼倉 優子 (みやぎ生活協同組合副理事長)	高橋 修 (印旛沼土地改良区事務局長)	高橋 強 (石川県立大学教授)	生源寺 真一 (名古屋大学大学院生命農学研究科教授)	湯浅 敬三 (京都府亀岡市副市長)	長束 勇 (島根大学生物資源科学部教授)	西橋 久美子 (熊本消費者懇談会 会長)	仲間 克 (宮古土地改良区理事長)
	橋本 正雄 (北海道農業会議事務局長)	本田 睦夫 (安積疏水土地改良区理事長)	林 和雄 (千葉県白子町長)	竹田 香苗 (農事組合法人大潟ナショナルカントリー代表理事)	辻村 修一 (三重県玉城町長)	吉兼 秀夫 (阪南大学国際観光学部教授)	原 照夫 (吉野川北岸土地改良区常務理事)	宝蔵寺 博 (佐賀県土連専務理事)	東田盛 正 (石垣島土地改良区理事長)
	浜田 剛一 (北海道経済連合会常務理事)		矢島 利文 (小和瀬農村環境保全協議会会長)	野口 和宏 (新潟県上越市副市長)	野田 妙子 (生活協同組合コープあいち理事)			八坂 恭介 (大分県杵築市長)	吉永 安俊 (琉球大学教授)
	前山 啓二 (北海道土連専務理事)			三沢 眞一 (新潟大学農学部教授)	溝田 大助 (愛知県農林水産部農林基盤担当局長)				
	村上 光男 (北海道農協中央会常務理事)			水上 聡子 (株)地域計画連合福井ワーキンググループ代表)	山本 千夏 (NPO法人グラウンドワーク東海副理事長)				

地方懇談会意見交換議事概要

1) 北海道開発局

通し番号	意見の概要
1	<p>北海道の農業を考える上では、食料の自給率よりも自給力が重視されるべきで、食料自給力の向上とそれを支える基幹的農業従事者を確保するには、土地改良事業の推進が必要。 北海道と府県が違う点は、基盤整備に対する需要の大きさ。</p>
2	<p>基盤整備のアウトカムとして、北海道では、基盤整備によって誘発される農家の投資が地域経済の牽引力となっている側面を考慮すべき。</p>
3	<p>世界の農業と比較してもすばらしい北海道の水田・牧草地を維持しているのは農家の力であるが、こうした維持管理の力は汎用性のあるルールに基づき農家が広域的に結合していく力があることを強調すべき。</p>
4	<p>土地改良区による土地改良施設の維持管理については、発展途上国のモデルともなるものであり、我が国の自給力だけでなく世界の農業に貢献し得るもの。</p>
5	<p>国際競争力を考慮した食料供給力という観点から、技術力をうまく生かすように土地改良も進めていくべき。</p>
6	<p>北海道においても、地球温暖化に対応した基盤整備が必要。渇水や集中豪雨、高温障害が発生していることから、現在の土地改良施設容量では限界があり、対応が困難となることも懸念。貯留も含めた水資源の安定供給や排水機能の強化が必要。冬期の降雪量の減少に伴い、融雪貯水量が減少すれば、春から初夏にかけて降水量が少ない北海道では大きな影響の発生が懸念。</p>
7	<p>温室効果ガスの抑制については、水田の排水整備がメタンの発生抑制に寄与。 また、水田での稲わらのすき込みはメタンの発生を助長するが、稲わらの畜産や酪農への供給や堆肥化の推進により、水田への窒素供給過多の回避が可能。</p>
8	<p>食料自給率の向上のために農地や水利施設を酷使すると、環境負荷につながりかねない。生態系に配慮した農業・農村にしていくには、北海道の食料自給率は少し落ちて良いのではないかという議論が今後は出てくる可能性。 北海道では排水の整備が水田も畑も低いため、生態系にも貢献する農業の実現も可能。</p>
9	<p>暗渠排水については、目に見えないため機能が損なわれていても分からないため、機能診断をしっかりとっていくことが重要。</p>
10	<p>新たな長期計画の構成として、被災地と被災地以外の取扱いが大きなテーマになると思うが、被災地以外においても加速的に進める必要があるのは基盤整備。</p>
11	<p>北海道で進めるべき基盤整備の在り方については、北海道は外国との価格競争が可能な要素を持っている地域であ</p>

	り、低温、長雨という気象条件の中で、排水改良をやらないと大型機械による作業ができないことから、農地の大区画化と排水改良をセットで行っていく必要。
12	新たな長期計画では、地域別の目標をあわせ持つことで、バランスある農業を展開する上で、地域の実情にあった基盤整備の展開が可能。 北海道では「大規模化」という方向性があるが、全国で考えれば基盤整備の方向性は様々であり、ブロック別に目標を立てることも必要。
13	経営面積をはじめ農業形態が府県とは大きく異なることから、新たな長期計画では、北海道の特性を踏まえた明確な位置付けをすべき。 また、目標や事業量は地についたものにしていくべき。
14	土地改良については、大きく分けると、生産性の向上等を図るための生産基盤の整備と、既存施設の機能を維持していく保全管理の2つがあり、この2つを大きな柱として区分すべき。
15	北海道では、農業が地域経済を支える基幹産業であり、農業関連で成り立っている町が非常に多く、市町村の太宗を占めているというのが実体。
16	耕作放棄地再生利用交付金の活用による農地の復元面積が少ないのは、耕作放棄地が条件に恵まれず、生産性が低い農地であるなどの土地条件の問題と、復元後に誰がその農地を活用して農業経営を行うのかという担い手の問題の2つの問題があるため。
17	担い手が整備された生産性の高い農地を利用する状況をつくりあげれば、耕作放棄地の解消、ひいては食料自給率の向上を図ることが可能。そのためには、担い手の育成や担い手の土地利用の誘導などソフト面の政策と基盤整備との連携のあり方を検討していく必要。
18	消費者は農業用水や農業水利施設など土地改良に関して何もわかっていないということに留意すべき。このため、基盤整備について理解が得られるよう、消費者にPRしていくことが必要。
19	消費者ニーズに即した農産物の生産にあたっては、生育段階に応じた土壌水分条件を確保するため、排水改良等の基盤整備が必要となるが、新たな長期計画は、こうした基盤整備の推進を図るなど、消費者の嗜好に十分に配慮した計画とすべき。
20	更新や改修事業でも、環境保全に係る調査をしっかりと行っていくべき。予算の縮減等のため調査ができず、古いデータを用いてそのまま整理し、説明されることがあるが、直近の調査は地域の方々を取り込めばできるはず。
21	土地改良事業のPRについては、都会の人に農村で農業を体験してもらい、農家の方から直接、なぜ大型機械を使用するのかなどを話してもらったり、農家と一緒に用水路などの施設を見たり、都市の子供に農作業を体験してもらうことなど、地道な活動を続けることが重要。

22	<p>成果指標について、本州から見ると大きく見えるし、北海道から見れば小さく見えてしまい、本当の姿が見えない側面があるため工夫する必要。農業の経営形態が本州と北海道では全く異なるもので、計画自体ダブルプランであっても良い位で、計画の構造自体に工夫が必要。</p> <p>また、北海道と本州の気候条件等の違いを反映して、基盤整備を継続的、計画的に実施していくことが必要。</p>
23	<p>新たな長期計画では、大震災からの復旧・復興と生産性を高めるための土地改良事業の位置付けを工夫しないと、土地改良事業費が削減されている中で、復旧・復興のために、事業費が更に下がる懸念。</p>
24	<p>北海道では、農家の経営面積は大きいですが、農地が分散化しており、大規模化が効率化に思ったほど結びついていない側面があることから、この解決が重要な課題であり、経営規模が大きく異なる北海道にとっても違和感のない形で、農地の整備と集約化の一体的な実施を新たな長期計画に位置付けることは重要。</p>
25	<p>気候変動の影響が懸念されることから、特に十勝水系の畑地かんがいについては、治水対策等も含めて、総合的な地域対策として実施していく必要。</p>
26	<p>震災によって、農家は、来年度の予算の確保や整備の計画的な実施を不安視。また、農家は国の予算との絡みから将来の営農計画を立てることも困難な状況。</p>
27	<p>土地改良長期計画を立てた以上は5年間は計画通りに土地改良事業を進めるべき。以前の計画のように事業量を明確に示せば、農家は非常に安心するし、後継者も育っていく。</p> <p>農家にとって重要な基盤整備であるので、しっかりと長期計画を立てて、計画どおり事業を実施していくことが必要。</p>
28	<p>震災の復旧・復興は重要であるが、他の土地改良事業の実施に影響が生じないように、その財源については、別枠で考えるべき。</p>
29	<p>アウトカム指標を導入した前長期計画の時から地方の計画をつくらなくなり、国の土地改良長期計画が遠い存在になったイメージがある。</p>
30	<p>新たな長期計画では全国における北海道の果たす役割など、地域の特性を入れ込むべき。</p>
31	<p>食料自給率の目標50%は、我が国の持てる生産資源の力を最大限発揮した時に達成できる目標であるが、新たな長期計画では、こうした生産資源の力を最大限発揮するための内容を盛り込むことが必要。</p>
32	<p>一括交付金化等により、国が目指す目標と予算の仕組みが乖離していることから、新たな長期計画では、どのように目標や事業量を位置付け、その実現に向けた手段が課題。</p>

2) 東北農政局

通し番号	意見の概要
1	水田の場合は水がいのちであり、これからは河川の水をいかに有効に活用し、それを適切に運用するかが重要でそのためには、ストックマネジメントに適切に予算を確保し、農業者はこれを計画的に活用していくことが重要。
2	農地の集積と併せて、コスト削減に向けた法人化を推進する等、地域としていかに生産コストを下げて、農地の適切な運用を図るかが重要。
3	山形県はこれまで10カ年計画で水田の畑地化、多目的利用を推進。これまでは大豆一辺倒であったが、枝豆なども見られるようになっており、今後はどのような作物を作付していくかが大きな課題。
4	農地・水保全管理支払交付金は良い施策。今年度から、施設の長寿命化対策が導入され、土地改良区が管理する施設も整備できるようになったことは大きな成果。行政側と土地改良区と連絡調整を図りながら、土地改良区に維持管理を任せていた施設の長寿命化の整備を行っていく必要。 また、実施の要望が非常に多く、今年度は1地区当たり2/3の予算手当てにとどまったが、交付に当たって地区の差別化を図ることは難しいため、地域の要望に沿って交付できる仕組みとしていく必要。
5	土地改良法・農地法の改正について再度検討すべき。
6	農業農村整備事業の予算が大きく削減された中で、「農村協働力」は非常に重要。従来のハード整備だけでなく、ソフトをうまく組み合わせる必要がある。
7	集落コミュニティづくりといっても、現在、集落をまとめる村長（むらおさ＝リーダー）がいないことが課題。
8	地域農業を守るためには、農地の利用集積だけではなく、今後は6次産業化やグリーンツーリズム等のソフト面に視点を置くべき。
9	経営規模が大きくなれば、農地の草刈り等維持管理は大変な作業である中で、農地・水保全管理支払は地域づくりの礎であり、今後は、グリーンツーリズムで来訪した方に作業を手伝ってもらするなど、ソフト面に視点を向けた幅広い捉え方をしていく必要。
10	土地改良区の経常経費を低減していくためには、小水力発電の導入を考えていくことも必要。
11	生産費が下がり、所得補償されたとしても、10ha程度の経営では成り立たないことから、プラスアルファの捉え方が必要。
12	ハザードマップの作成にもっと力を入れるべき。

13	自分たちの危機意識を大事にし、もしも自分の身に災害が起きたらどうするかを念頭に、今回の震災の被災地でなくとも、災害の痛みを感じ取れるような長期計画とすべき。
14	内閣府の特区制があるので、農村の特区制についても新たな長期計画に盛り込むべき。
15	現行長期計画の3つの視点による構成はわかりやすいが、「戸別所得補償制度の創設」、「農業農村整備予算の削減」、「東日本大震災の発生」という情勢の変化を受けて、新たな長期計画では、3つの視点を見直していくのか十分に検討していく必要。
16	被災地の復興については、集落移転も含めた土地利用調整は非常に難しい課題。復興プランを描くにあたっては、農業振興地域と都市計画区域のゾーニングだけでなく、農地は所有権と利用権を分けて考えていく必要。
17	被災地域の土地改良区の財政支援を真剣に考える必要。
18	農事用電力は今後の電力事情の悪化等によっては見直しが生じることを懸念。そのため、土地改良区は小水力発電等の導入を検討していく必要。また、大規模に小水力発電を進めていく観点から、都道府県土地改良事業団体連合会などが中心となって各利水者と調整のうえ、農業用水、工業用水、水道用水等を各利水者が利用する前に発電用水として利用することを検討していくことも必要。
19	平成22年度の農業農村整備予算の大幅削減に伴い、現行長期計画に不連続性が生じているが、新たな長期計画では、これをどのように軌道修正していくのか検討が必要。
20	震災対策については、国や県、市町村によって取り組みがばらばらでわかりにくいことから、復旧・復興の各主体毎の取組類型化してわかりやすく整理していく必要。
21	農地の除塩の説明で、ナトリウムイオンをカルシウムイオンと置換する技術が理解できなかった。土壌物理学の専門家の確認が必要。
22	放射能汚染の農地の復旧については、全容がまだ明らかになっていないが、農業土木の分野にとっても重要な課題であるので、この点についても新たな長期計画に盛り込むべき。
23	地元で現在実施中の土地改良施設の改修等を行う国営土地改良事業については、農業農村整備予算の削減等に伴い、事業工期が5年程度延長する予定。当初は、この国営事業が完了した後に、建設後既に40年以上経過し、老朽化が進行しているその他の土地改良施設の改修を行う予定であったが、予算削減の影響で、これらの改修の目途が立たない状況。
24	暗渠排水について、ホタテの貝殻を再利用した工法で10アール約8万円で実施した実績があるが、限られた予算の下で、知恵をしぼって、低コストな工法で効率的に事業を実施していく必要。
25	農業農村整備予算が削減され厳しい中で、新たな長期計画では、震災関連予算を含めどのように計上するか注目。

26	消費者の立場として、食料については、国内で生産され、安全で、安定的に供給されることが最も重要。また、今回の震災で優良な農地等が壊滅的な被害を受けたことで、今後の食料生産が不安。
27	農業農村整備予算の大幅な削減によって、基盤整備による効果の発現が遅れることになるが、こうした遅れをどのように克服していくかが重要な課題。
28	宮城県内では、多くの排水機場が震災で破壊。被災農地の除塩を含めた復旧を進めていく必要があるが、低平地では強制排水をしないと作物の作付もできないことから、排水機場等の排水施設の早急な復旧が重要。
29	消費者は、放射能汚染の農地の汚染状況や今後の除染に対して強い関心。放射能汚染の農地をどのように再生していくのか等について、国は消費者に積極的に情報発信することが必要。
30	国営事業で農地や農業水利施設等が整備された亘理・山元地区では、生産性の向上により、重労働な農作業から解放され、女性が農業に深く関わっていたが、今後の農業人口の減少や高齢化の進展の下で、土地改良は女性や高齢者が農業に関われるようにする重要な事業。
31	風評被害さえなければ、消費者は購入し消費することから、消費者が迷わないよう放射能問題に関する正確な情報の提供が必要。
32	担い手の高齢化を踏まえると、農地の大区画化等の整備については、費用全額を国が負担すべき。
33	最近の集落では、リーダーが不在であり、基盤整備のとりまとめ役がいらないため基盤整備がなかなか進まない状況。
34	小水力発電の導入にあたっては、発電事業は一般会計とは別の特別会計で処理が必要なことや、売電収入の用途は施設の維持管理費等に限定されていること、電気事業法に基づく経産省の検査等を要することなど、所定の制限や手続きを要することになっているが、こうした制限を緩和すべき。
35	福島県の中通りや浜通りの農家は、放射能問題の影響により、自らの農地で農作物を生産しても売れるかわからないことから、農業の将来を不安視。こうした地域の農業が再生できるよう、国は必要な対策を講じていく必要。また、基盤整備に係る放射能問題への対応について、新たな長期計画に盛り込むべき。

3) 関東農政局

通し番号	意見の概要
1	生物多様性の消失は、地球上で抱えている環境問題のうち最大の課題。農業生産性の向上を図る観点から、水田の乾田化は重要であるものの、環境への配慮、生物の多様性への配慮が必要。これからの農業の中では本質的に生物多様性の保全を捉えていくべき。
2	農地・水保全管理支払は、地域住民はじめ多様な主体が連携して活動する道筋をつくるとともに、農政の中で生物多様性の保全を位置付ける重要な施策であることから、今年度が最終年度だが、今後も継続すべき。
3	多くの若者や中年者が農業をやりたいと考えているが、就農にあたっては、農地の取得や技術の習得等の問題が存在。こうした問題に対処し、農村の自然や農業に関心を持つ都市部の人を農業や農村に吸収し、政策の中で活かしていくことが必要。
4	放射能問題について、茨城県の農家も非常に心配しているが、行政と市民が信頼関係を構築して、この問題に対処していくことが必要。土地改良長期計画には、放射線への対応についても触れるべき。
5	土地改良事業が今後も必要なことは間違いないが、土地改良事業の更なる充実を図っていくことも今後の課題。
6	都市住民には、農家が一生懸命に農業を行っているからこそ、農地が守られているということを理解してもらったうえで、農業者の高齢化や減少の下で、今後は都市住民にも農地の保全等に参加してもらう必要があることを新たな長期計画の中で触れるべき。
7	関東の農業は、野菜や果樹のウェイトが他地域と比べて高い。野菜や果樹については、国内外の農産物との競争力の強化のためには、生産の効率化とともに、品質の向上が重要なポイント。そのためには、水管理、土壌管理、栽培管理の3つの管理の精度を向上させることが必要土地改良が関わる水と土地は農業生産の装置部分にあたるが、この装置の維持や機能向上を図る土地改良事業は、農産物の品質の向上を図っていく上で、今後、ますます重要。
8	土地改良事業の計画と完了後の実際の農業生産をリンクさせる仕組みの検討が必要。例えば、事業完了後5年間、計画で示された生産目標の達成に向けて農家の取組を支援することにより、農家の生産意欲を高め、実際の営農に繋げていくような検討が必要。
9	中山間地域の耕作放棄地は、農家の高齢化や鳥獣被害に起因して発生しており、耕作放棄地の解消のためには、集落等の地域全体を対象に、それらに対する対策も含めた総合的な対策が必要。
10	被災地の復興については、低コスト化、高付加価値化、農業経営の多角化は魅力的な方策であるが、中山間地域の被災地では農家が高齢化しており、これら3つの戦略だけで対応できるかは疑問。地元関係者と協議を重ねながら、地域の特性にあった復興を考えていくことが必要。

11	耕作放棄地の解消を困難にしているのは、不在地主の存在。耕作放棄地を解消しようとしても、不在地主の同意無しには手をつけることができないことから、この問題を解消できる新しい仕組みの検討が必要。
12	土地改良長期計画を基本としながらも、具体的な事業の実施に当たっては、地域の特性に合った対応が必要。
13	食料自給率向上のためには農業・農村の活力が必要であり、農業・農村の振興を図ることが食料自給率の向上につながることから、農地が減少・荒廃していた分については、土地改良事業を実施してそれを補っていかねば、食料自給率の向上を図ることは困難。
14	エネルギーチェンジや低炭素社会の実現を目指して、小水力など再生可能エネルギーの利用を推進していくことが必要。発電した電力は農業用施設のために使うことが基本かもしれないが、余剰電力の活用範囲については、もう少し拡大の検討が必要。
15	農地にコンクリートを打設して太陽光パネルやハウス施設を設置する場合には、農地転用の許可を要するが、農業生産に供する太陽光発電施設やハウス施設であるならば、農地のままと捉え、転用手続きを要しないような規制見直しの検討が必要。
16	世界では「食料」、「エネルギー」、「環境」、「使える水」の4つが赤信号と言われているが、農業・農村はこれらすべてに潜在能力を有しており、農業はまさにベンチャー産業。
17	今回の被災の復旧にあたっては、水路や施設といった線や点だけでなく、液状化した水田の復旧など面を意識した対策も必要。
18	農地の放射能除染を土地改良事業で実施する場合には、「我が国の食と農林漁業の再生のための中間提言」で示された「平地で20～30haの規模の経営体」の育成を視野に入れて、被災農地の復旧を行うことも必要。
19	印旛沼は水質が悪いので、水質改善を図ることが必要と考えており、このためには、農水省の事業だけでなく、国交省や環境省の事業ともタイアップし、一体となって進めることが必要。
20	農家の高齢化が進むとともに、小規模農業者がリタイアし、大規模経営体のみとなると、水路等の維持管理に係る土地改良区の負担が大きくなることから、土地改良区への支援体制の充実が必要。
21	土地改良区が農地・水保全管理支払の事業主体になれないことに疑問。新たな長期計画では、土地改良区の役割をもう少し明確にすべき。
22	土地改良事業の成果により、世界一の品質の農産物を供給できるようになったにもかかわらず、農業の担い手がないのは日本の農政の責任。若い人が夢を持って地域農業を担ってくれるような政策が必要。そのためには、大規模化のみを目指すのではなく、地域特性をもっと活かした基盤整備を進めるなど、土地改良事業の進化が必要。
23	震災からの復旧・復興が優先であるのは理解できるが、現在実施中の事業の進捗が滞らないよう、復旧・復興予算

	とは別枠で事業の促進を図ることが必要。
24	土地改良事業の国営・県営・団体営による役割分担の仕組みは今後も継続すべき。
25	交付金化により、地方の自由度が増す、総枠で経費が削減できると期待されているが、必ずしもそうとは限らないと考えており、国主導の農業農村整備の良い体制は維持すべき。また、国営造成の基幹水利施設の更新等は国が実施するといった方向性は維持すべき。
26	農業土木技術者の確保が必要。彼らが地域と連携、密着して仕事をするのが重要。
27	長期計画を立てるためには財源の裏付けが必要であり、社会経済情勢の変化に左右されずに安定して土地改良事業を推進できるような基礎的財源を確保していくべき。
28	農業・農村について国民に理解してもらうことが必要。特に土地改良事業で造成された農業用排水施設の利益を受けている者は、農家だけではないということを都市住民等に対して幅広く様々な形でもっとPRすべき。
29	6次産業化については、どの地域でもできるものではないため、可能性のある地域、意欲のある地域に絞り込んで推進すべき。
30	当協議会（小和瀬農村環境保全協議会）では、主に耕作放棄地の解消を目的に農地・水保全管理支払を活用して活動をし、将来的には、基盤整備の実施を目指しており、現在、利用権の設定を推進中。 しかし、耕作放棄地であった場所での基盤整備の実施については、不在地主の了解を得るなどの準備に多くの時間を要するため、実施まで農地の維持保全活動が必要。 農地・水保全管理支払の制度は、来年度以降も継続が必要。
31	耕作放棄地の解消を図るためには、農家だけでは困難。農業や農村での生活に興味を持っている都市住民は多い。耕作放棄地の解消など中山間地の振興や農村環境の維持について都市住民に携わってもらい、都市部の人の知恵や力などを借りることが必要。都市住民を積極的に呼び込み、都市と農村が協力してやっていくことが、これからの農政の大きなテーマ。 農村の良さをもっとPRすべきであり、逆に農村が大変な状況になっていることを隠さず、発信していくことが必要。

4) 北陸農政局

通し番号	意見の概要
1	田んぼダムの取組について、現在、新潟全県で約9,000haで取り組まれている。水田面積の割合が多いところほど効果が大きいという実証事例も出ており、全国的にも広まってよいのではと考える。
2	気候変動による影響への対応として、掛け流しかんがいや冷水の選択取水等が有効という表現があるが、限られた水源の中では、掛け流しかんがいを行うと上流優先で下流まで水は回らず、全農家が対応できないことにも留意すべきである。
3	災害復興は原形復旧が基本であるが、東日本大震災のように原形復旧が困難な場合、時間をかけて新たな農業が目指せるような計画を立てて、それに基づき復旧・復興を考えていくことが重要。
4	予算の確保が重要。目標値の達成状況が遅れているところには重点配分が必要ではないか。
5	耐用年数に達した施設を再整備したいとしても負担金等の問題があり事業化に発展しない。維持管理費の軽減も必要である。小水力発電の見合施設の拡大等により負担金等に充当できるようにするなど、小水力等の地域資源を活用して施設の更新・保全を行うべき。
6	他の委員も言われているが、誰が負担し、誰が管理するのかということが重要。
7	東日本大震災や新潟県の豪雨災害により、消費者の立場から夏以降の食の安定供給を懸念している。食料の安定供給の確保の観点から、耐用年数に達した古い施設も多い中で、想定外のことも起こりうることを念頭に、農業水利施設の補修等の整備を進めていくことが必要。
8	中山間地域では過去に基盤整備された農地でも耕作放棄地となっているところがあるが、鳥獣害問題が一つの要因である。また、大型機械の導入を図るため、大区画化ほ場整備の気運もあるが経費負担、不在地主、担い手確保等の問題があり地域の合意形成が難しい。
9	農地・水保全管理支払交付金は、地域の関心が高い。共同活動支援交付金の継続（第二期対策の導入）と向上活動支援交付金（長寿命化）の地方自治体負担の軽減が必要。
10	30～40年前に基盤整備したほ場は、暗渠排水の機能が低下しており、これらへの対応が必要。
11	昨年度は土地改良予算が6割以上削減されたが、今後、要望している事業ができるか懸念しており、予算の復活を期待。
12	これまでは、利便性等の観点からパイプライン化の要望が多かったが、震災を踏まえると、直営施工によるパイプラインの復旧が難しいなどの課題がある。

13	新潟県では個別経営体が多いように、担い手の育成は法人化がすべてではなく、個別経営体の規模拡大の視点も含めて、位置づけるべき。
14	土地改良区の経費に関し、ほ場整備の負担金は特別賦課金として地主の同意と負担が必要、一方、法人化により組合員が激減する中で、土地改良区の経常賦課金の同意と負担は組合員だけでよいのか疑問。
15	これまでのほ場整備の整備水準では、コストも高く同意を得ることが困難な場合がある。20～30haの農地をまとめてほ場整備を行うのではなく、もっと小規模に、また、地元の負担能力も考慮して維持管理費の中で行うことができるようなほ場整備の手法の検討が必要。
16	水田の汎用化には暗渠排水が最も有効なので、新たな長期計画ではこれの促進について方向付けをすべき。
17	一昨年、自らの農地で20a区画から1ha区画への大区画化を図るほ場整備を実施したが、生産コストが大幅に削減されるとともに、パイプ灌漑で管理の労力が軽減された。
18	上越市では、基盤整備により法人化された経営体への新規就農者が増加しており、法人化による担い手の確保は有効。
19	土地改良事業費が削減される中で、自給率を確保するための土地改良の役割がまだまだ国民からの理解が少ないのではないかと感じており、もっとPRすべき。
20	食と農林漁業の再生実現会議の中間提言で示された平地20～30haの担い手としての経営規模目標はよいが、中山間地域10～20haは厳しい目標ではないか。平場地域の産業としての農業に対して、中山間地域の農業は、国土保全を含めた政策としての位置付けが必要。地元負担の少ない基盤整備事業の導入や中山間地域直接支払の単価見直しも必要であろうし、残す農地と放棄せざるを得ない農地のメリハリつけることも必要。
21	東日本大震災の被災により復元出来ない水田があるので、今後も起こりうる災害時に兼ね備えて、他の地域での水田面積の確保の観点から、農道ターンの導入による畦部分の利用や畑地の水田利用などの工夫も必要ではないか。
22	福井県は、農地・水の取り組みが全国でも大変高く、活発に活動しているが、全国の他地区にも波及できる取り組みやノウハウがあるのであれば期待したい。
23	予算が十分でないために地域主導が大事なのではなく、地域主導は地域住民にとって大切であり、地域づくりに不可欠な要素である。予算が無いために地域で頑張るというアプローチには、地域住民は抵抗感があり、動機づけとしても問題。資料の中の成功している事例は、こうした本来的な視点があるのだと思う。
24	地域コミュニティのあり方や合意形成、SCスコア（ソーシャルキャピタル値）の測定など地域社会の主体性や豊かさを表す社会的なキーワードや視点、分析方法を今後も重視していただきたい。

25	中山間地域は、地形的条件により、ほ場整備が遅れ、コストが高くなり、耕作放棄地も増加するという負のスパイラルに陥るとともに、生活環境や集落排水の整備も遅れている状況。これから整備の対象は中山間地域が中心になって来るものとするが、新たな長期計画では、多面的機能の維持の観点から、これらの整備や維持管理への支援の充実などを盛り込んでいくことが必要。
26	少数の大規模経営体への農地集積が進む将来の農業構造の下で、土地改良投資及び日常的な管理の両面において、地域資源管理をどのような仕組みで行っていくのかが大きな課題（米の収益性の低下の中で、経営に土地改良負担が可能なのか。日常的な管理については、非農家も含めて対応できるのか。誰が投資をし、誰が管理するのかの提示が不可欠）。
27	農地集積だけの構造改革ではなく、農業と農村の関係を一層強く認識し、農村の発展、住民の活性化に向けた構造改革であるべきであり、それを支える土地改良投資であるべき。高付加価値化や経営多角化により、農村の活性化を図り、それによってコミュニティ機能を再強化することが最重要課題。
28	麦・大豆等の畑作物を生産するのであれば、本格的な畑地としての土地改良が必要。飼料用米等の米中心の体系を考えるならば、水田として維持していくための投資が必要。
29	農業水利施設の急速な老朽化に対して、長寿命化措置で延命するにしても、その後の見通しを明確にすべき。国として食料供給を支える生産基盤を維持していくことを宣言すべき。
30	農地総量維持のため、耕作放棄地を農地として回復させる投資は必要であるが、根本的、総体的な耕作放棄地対策が必要。また、国民の理解を得るためには、農地回復投資の意義を位置付けることが必要。
31	小水力発電等の自然エネルギーの活用型の地域に根ざした地域振興策は農村振興を支えるもの。また、生物多様性等の環境に配慮した土地改良に一層努めることが必要。

5) 東海農政局

通し番号	意見の概要
1	海津市は海拔0m地域。農地の大区画化や排水対策等の基盤整備を実施し、これにより麦・大豆等の様々な営農展開が可能となり、所得も向上。
2	農地・水保全管理支払の用途について、規制が厳しいことから、地域にあった活用ができるようにすべき。
3	小水力発電については、買取価格のほかに、水利権や土地改良法等の課題もあるが、それらの課題を解決し推進していく必要。
4	高台移転は、東海地域の人口等を考えれば現実的には難しいが、災害が起きる前に地域毎にどんな対応策があるのか提案していく必要。
5	農地の問題に関して何を減災と考えているのか、きちんと整理すべき。
6	経営規模拡大等による所得向上には、ほ場整備が必要。そのためには予算の拡大が必要。
7	耕作放棄地は中山間地域の未整備地域で多いことから、中山間地域での基盤整備事業を進めるべき。
8	明治用水地区の基幹水利施設は農業のみならず上工水としても供用し地域活動を支えていることから、地震対策で調査を実施中の国営「矢作川総合第二地区」の早期の事業化・着工が必要。
9	農家による通水管理等により、農地の多面的機能が発揮。これを評価して、水管理を行っている個々の農家に対して水利費相当額を補償する新たな政策を検討すべき。
10	生産した農産物が地産地消や6次産業化に活かされるようにしていくことが必要。そのためには、生産側だけでなく地元消費者側にもメリットを。また、売れるものを生産するという観点から、販売・流通面で農家と連携するサポート体制が必要。
11	農業の大規模化も重要であるが、農村コミュニティの維持・活性化のためには、少量多品目の庭先農業も重要。また、直売所に出荷している生産者の高齢化が進んでおり、農村のコミュニティの維持の観点から、何らかの対策が必要。
12	農業と農村を守るためには、担い手が必要であり、1人でも地域の農業を支える意欲ある人材が育てば集落全体が良くなるが、担い手への支援が不足。農業高校での担い手作りとともに、地域農業を支える担い手には、国・県・市が一体となって技術面・資金面等でサポートする仕組みが必要。また、農村・農業を守っていく若い担い手を「認定農業者」と行政用語のような名前では呼ばずに、もっと若い世代が夢を持てるような名前にすべき。

13	今後の農業水利施設の更新整備には莫大な予算が必要。農地の利用が変われば、施設の更新整備に必要な費用も変わってくることから、効率的な農地利用を促すためには、品目毎に必要な整備量や整備費用を試算して示すことも必要。
14	前倒し策定の必要性は十分理解。土地改良法に基づいて定めるものであり、かつ、食料・農業・農村基本法に沿って実施するものであることから、ブレのない長期計画を策定する必要。現行土地改良長期計画で達成できなかった目標について、予算縮減が原因なのか、過大な目標で未達成となったのか、各目標の未達成の要因をきちんと検証して次期長期計画を策定すべき。
15	戸別所得補償モデル対策 水田利活用自給力向上事業における麦・大豆等の戦略作物に対する支払面積と整備済み水田面積で相関関係があるように、戸別所得補償制度は基盤整備等の他の政策と関係性がある。このため、戸別所得補償制度の予算の一部が農業農村整備予算から来ているとするならば、戸別所得補償制度による直接的なプラスの効果がある一方で、農業農村整備予算の減額に伴うマイナスの効果もあり得るはず。したがって、戸別所得補償制度の検証の際は、個々の政策の議論だけでなく、農業農村整備予算の削減の影響など、政策間の資源（予算）融通によって何が生じているのかも含めて議論していくべき。
16	農地・水保全管理支払は、水田農業の場合には、農業水利施設がある地域であれば、そのすべての地域が対象となるような網羅性が必要な政策。実施地区の4割以上では良い成果が出ているが、逆に残りの6割弱は様々な問題を抱えており、資源管理の水準に劣化が生じているにも関わらず、それを改善できない状況になっていないかを検証する必要。
17	東日本大震災の被災地の復旧・復興の見通しを農家に早く提示することが重要。 特に復興については、復興に向けて地域を面として捉え、議論し合意形成等を図るという点では、土地改良区が経験豊富であり、その役割は重要。行政は土地改良区をバックアップすることが肝要。
18	高齢化や集落崩壊などで農村地域は厳しい状況であるが、農家が意欲を失わない施策展開が必要。基幹的水利施設など大規模な基盤整備は国が実施すべき。
19	農村の絆が希薄になっている中、農地・水保全管理支払等の取組は地域に良い効果をもたらしているところ。農業・農村の多面的機能が非農家、消費者に理解され、みんなで農村を守っていく意識が醸成されるよう、今後ともこれらの取組が継続されるようにしていく必要。
20	農地・水保全管理支払については、効果が発現し、地域の期待も大きいことから、本施策の継続や拡充が必要。
21	消費者団体として、渥美地域の生産者と関係があるが、農業生産のためには農業水利施設が重要であると理解。限られた予算の中で、施設の補修等の老朽化対策を推進していく必要。
22	消費者・住民にとっても、ハザードマップの作成など、減災の観点も重視した災害防止の取組を早急に広く普及させていくことが必要。

23	農業農村整備予算の削減により県内の必要事業量の6割程度しか実施できない深刻な状況。排水機場やため池の耐震対策は緊急の課題であり、予算拡大が必要。
24	排水機場は、県下430箇所あり老朽化が著しい状況であるが、国の予算制約から計画的な更新整備が出来ない状況。
25	ため池は、県下3000箇所あるが、大震災以後、耐震整備に対する関心が高まっているところ。緊急度の高いため池から順次点検を行い、うち半数は耐震整備が必要となっているが、国の予算制約から計画的な耐震整備が出来ない状況。
26	土地改良長期計画はアウトカム指標の計画であり、事業費は示されないが、予算制約に伴う危機的状況を理解するためにも、今の予算規模が推移すればどのくらいの整備量が可能かを試算することが必要。
27	田園環境においては、「創造」だけでなく、原風景とされる従来の田園環境の「継承」といった観点も必要。また、「創造」に際しては、在来種で構成するなど本来あるべき生態系を踏まえた生物の多様性が重要。
28	農村公園を、被災時のがれきの一時保管場所として活用できるような二次的利用を含む計画を、当初の設計時から検討するべき。
29	愛知県は農地・水保全管理支払の活動が熱心であり、当該施策の継続が必要。
30	補助事業で造成した施設の管理を行っている市町は、補修費用など今後の管理に不安をもっていることから、事業採択の段階より各種補助金の連携による効果的な活用方法を市町、受益農家に周知して施設の長寿命化を促進していくことも必要。

6) 近畿農政局

通し番号	意見の概要
1	土地改良事業での基盤整備には取り組みたいが、受益者負担金がかかることが一番のネック。米価や農産物価格が低迷している中、昔と同様の負担率では投資を回収できないので、適正な受益者負担割合を再考すべき。
2	農地を集積して大規模化を図っても、水路、ため池等の共同資産の管理手間は減らず、また、転作で半分しか作付けができなくても水路の延長や断面は昔と変わらず管理手間は減らせない。今後は担い手だけで水路等を管理していくのは困難。農業水利施設は受益が複数の市町村に及び、防災面からも影響範囲が大きいので、施設の管理については国の施策による支援が必要。
3	地域活性化のために法人を作って6次産業化にも取り組んでいるが、農振地域では6次産業化のための商業施設の建築などが自由に出来ないことから、許可要件の緩和や手続きの簡素化が必要。
4	水田の畦畔を10cm高くするだけでも雨水の貯留能力は向上することから、農地は、農産物の生産だけではなく、地域の防災にも寄与することが可能。こうした生産面以外の機能に着目した農地の利用方法も検討していくことが必要。また、農地が果たす生産面以外の機能を広く伝えていくことが必要。
5	地産地消により地域の食料自給率の向上を図る観点から、大規模な農業経営を育成していく必要。また、生産者が計画的に生産出来るよう、地産地消の現状と目標を。
6	基盤整備の実施に当たって、将来の目標を作成することとされているが、2、3年ごとにころころ変わる政策の下で、目標を達成することは非常に困難。目標の変更など柔軟な対応ができるようにすべき。
7	土地持ち非農家が増え、担い手だけでは地域全体に裨益する水路等の維持管理に手が回らない中で、水路・農道等の草刈り等は地域にとって大きな負担。滋賀県ではかなりの地域が農地・水保全管理支払交付金の共同活動支援交付金の対象になり、支援を受けているが、全ての地域が対象とならないことから、国土保全という大きな視点から、支援を充実させていくことが必要。
8	地方交付税の算定に当たっては、個別算定経費の中の農業行政費には土地改良施設の維持管理に係る費用が算入されているが、市町村が地方交付税の一定部分を土地改良施設の維持管理費に確実に充てるようにする何らかの措置が必要。
9	現在のストックマネジメントの事業（国営施設機能保全事業、基幹水利施設ストックマネジメント事業）では、補修の対象範囲は施設機能の現状回復までとされているが、今回の大震災を受けて、防災・減災の観点から、耐震補強など施設の機能向上を実施できるようにすることが必要。
10	農業者戸別所得補償制度の米の所得補償交付金は10a当たり15千円が交付されるが、兵庫県内の水利費の実態を調査したところ、農家は10a当たり15.8千円かけて水手当を行っている。また、担い手に農地を集積しても、担い手は

	施設の維持管理に参加せず、補修等の費用は、農地の借り手である担い手農家ではなく、農地の所有者が負担している状況。こうした実態に即して、施策を講じていくことが必要。
11	農地・水保全管理支払の地域による共同活動を大事にしていくことが、施設の保全にとどまらず、農村や国土の保全につながる。
12	従来の補助金は交付金化されているから、新たな長期計画を策定しても、それを実現するのは国営事業ということで、予算が国営事業に重点化されていくことを懸念。
13	和歌山県は果樹県であり、果樹振興に力を入れているが、果樹には水田作等の戸別所得補償制度のような支援制度がない中で、梅、みかんも価格が低迷し、農家はなんとか生産を維持している状況で、生産を支える基盤整備に対する新たなニーズはなかなか出てこない状況。
14	東海・東南海・南海地震の発生が想定される中、ため池の対策が必要。ため池はレベル 地震動対応の整備を行っているが、東日本大震災や阪神・淡路大震災ではレベル をはるかに超える地震動が発生していることから、このギャップへの対応をどうしていくかが課題。ため池のハード整備は費用もかかり簡単には進まないことから、ハザードマップ作成に対する市町村の意欲が高まっており、今後はハザードマップ作成の指針等も必要。
15	多くの土地改良の補助金が一括交付金へシフトし、国と地方の関係が変わってきているが、新たな長期計画では、日本の食料生産に関して土地改良が担う使命の中で、国と地方それぞれが果たすべき役割を国民にわかりやすく示すことが必要。
16	「土地改良」という言葉が農業関係者のみの言葉となりつつある、ということを感じ、我が国の農地を守り、食料生産を支える技術である土地改良という言葉とその重要性を、一般の人にも解るよう広報面で努力していくことが必要。
17	農村振興局だけでなく、国の政策全般に言えることだが、施策にカタカナ英語を使いすぎる。一般の人に解りにくい。日本には、日本の歴史の中で使われてきた言葉があり、どのような表現を使うかについて、もう少し検討を加えるべき。
18	整備が必要なため池が数多く存在する中で、10年、15年といったもう少し長い中長期的な整備の見通しを立てて、そのうちの直近5年間の整備量を長期計画の事業量に位置付けるべき。
19	防災面だけでなく、親水・生態系などため池が有する多面的機能に関するデータも加えて、ため池データベースの更新整備を行うことが必要。
20	原発事故の被害地域には歴史的なため池が多くあり、貯留水や池敷が汚染された可能性があることから、今後しっかりした調査、対策を行うべき。
21	農業水利施設を活用した小水力発電は可能な限り積極的に進めていくべき施策の一つ。農業用水に従属して発電す

	る場合には、河川協議の手続きを更に簡素化していくことが必要。
22	奈良県明日香村で棚田保全活動に取り組んでいるが、非農家だけでなく若い農家も、水がどこから来ているかなど、農業用水のことを知らない。こうした情報を伝承していかないと、水を大事に思う気持ちが表れなくなることを懸念。
23	農業水利施設の更新事業等において、企画、計画の段階から地域の多くの人に参画してもらい、農業や農業水利施設のことは知ってもらうことが重要。観光の分野では、先人たちの苦勞により築かれた歴史ある農業は今や観光資源になっており、観光客が農家から地域の農業について話を聞けることが重要。
24	農業用水の確保のための先達の苦勞や棚田を維持する農家の苦勞を知れば、ボランティアツーリズムとして、無償で喜んで手伝いに来てくれる人がいる。こうした都市住民との交流を推進していくためにも、農業やその仕組みを分かりやすく情報化することが重要。
25	大規模な効率性の高い農業を目指していく必要があるが、一方で、農村の共同体を維持するような農業、作る人の顔が見える安全・安心な農業も生き残れる施策を推進すべき。
26	老朽化ため池の整備など、本来進めるべき土地改良事業が進まない大きな要因は受益者負担の問題。
27	多くの地域では、草刈りなど土地改良施設の維持管理に農地・水保全管理支払が活用されているが、維持管理の主要な部分を担うのは土地改良区であることから、土地改良区に対する支援の強化が必要。
28	ため池対策については、地震等によりため池の決壊もあり得ることから、減災の観点から、池の水位や雨量等の防災情報をリアルタイムに地域住民に伝達する取組が必要。
29	鳥獣害対策は地域にとって重要な問題であり、森林整備などと連携して、鳥獣害対策を総合的に行うことも必要。
30	小水力発電等の再生可能エネルギーについては、まずは、土地改良施設に必要な電力を、自前の土地改良施設を活用して賄えるようにすることが必要。

7) 中国四国農政局

通し番号	意見の概要
1	新たな長期計画では、土地改良施設等の耐震強化・長寿命化、農村の防災・減災対策の強化、再生可能エネルギーの利用の促進の3点が極めて重要。
2	水路のパイプライン化は推進すべきだが、震災でパイプラインが破損し、かんがい用水が通水できず、作付が困難になったことを踏まえ、耐震性の把握など、今後のパイプラインの災害対策を検討していく必要。
3	数多くの老朽化ため池が存在する中で、これら全ての整備を短期間に行うことは困難であることから、災害が起きた場合の減災対策を検討していく必要。
4	農業用水を活用した小水力発電や、農業で発生する廃棄物を活用したバイオマスエネルギーなど、農業・農村に存在する再生可能エネルギーの利用を推進していくべき。
5	総農家数や農業産出額の減少、鳥獣害による被害額の増加などの農業・農村の問題に対して、根本的な解決策を検討していく必要。
6	技術の活用により、地震や温暖化に伴う水害等の自然災害に順応し、できる限り被害の軽減を図る対策を検討していく必要。
7	被災地の復旧・復興にあたっては、我が国の農業を守るため、今後起こりうる更なる災害や温暖化を見越して、対策を講じていく必要。
8	ほ場整備により大区画化を実施し、大型機械の導入が可能となり、生産性の高い低コストの農業を実現。また、水田の汎用化により、米、麦、大豆の2年3作を実施。一方、ローテーションにより転作を行っているため、大区画ほ場は均平化が難しいことが課題。
9	法人設立後20年になるが、組合員の高齢化に伴って出役にも支障が出始めており、新たな担い手の育成・確保が課題。
10	ほ場整備の完了から15年が経過し、パイプラインや暗渠などの施設の補修等が増えてきており、補修等に労力とコストを要しているところ。こうした施設の補修等に対する助成が必要。
11	担い手の確保・育成、食料自給率の向上のためには、農業政策と連携強化して、ほ場整備などの基盤整備を着実に推進することが重要。
12	地震対策のみならず風水害対策を含めた、農業水利施設の防災・減災対策が重要。

13	大震災以後、ハザードマップや耐震診断など、ため池の安全性の確保について、香川県の関係市町長の関心が高まっているところ。
14	農業水利施設を健全な状態で次世代に引き継ぐため、適時・的確な補修・補強を行う長寿命化対策などの計画的な保全対策の推進が必要。
15	農業水利施設の管理団体である土地改良区の管理・運営体制が弱体化していることから、土地改良区の運営基盤の強化や、地域の多様な主体の参画による保全管理体制の充実が必要。
16	効率的かつ効果的な施策の展開を図る上で、国・県・市町村の役割分担の明確化と連携強化が重要。
17	東日本大震災の復旧・復興対策については、土地改良法を積極的に活用し、復旧・復興の道筋を示して、「見える化」によって、住民の理解に努めることが大切。
18	耐用年数を超過した基幹的農業水利施設について、全面的な改築・更新に変えて、施設の機能の監視、診断、補修によって施設の長寿命化を図る新しい保全管理の推進が大切。
19	ため池の決壊リスクを軽減するためには、ハードと防災情報の伝達体制等ソフトが一体となった災害に強い環境づくりが必要。
20	地産地消のエネルギー源として、太陽光、水力、バイオマス、風力などを活用し、エネルギーの多様化、分散化により地球温暖化対策や新規産業の創設などを行っていく必要。
21	地域の主体性を活かした地域資源の保全・管理・整備については、6次産業化やブランド化、生産コストの低減、グリーン・ツーリズム、農地の拡大化などを進め、地域の活性化を図っていくことが必要。
22	農畜水産物の放射能汚染への検査体制の充実、農地汚染マップの作成や化学肥料を使わない農産物生産など食の安全・安心にしっかりと取り組んでいく必要。
23	食料自給率の確保や耕作放棄地の解消のためには、土地改良事業を推進していく必要。特に、食料自給率の向上には農地の有効活用が不可欠であることから、ほ場整備では水田の汎用化を行うことが重要。
24	東日本大震災後、維持管理や防災の観点から、老朽化ため池に対する住民の関心は高まっているところ。今後は、発想を変えて、安全な低い位置に洪水対策も担う調整池を造り、太陽光発電によりポンプアップしてかんがいする循環かんがいのような方式を導入していくことも必要。
25	土地改良施設を長期的に維持していくため、中山間地域等直接支払や農地・水保全管理支払を継続していく必要。なお、中山間地域等直接支払については、現行では県知事特認はあるものの、生産条件が不利な農地であっても、地域振興5法の指定地域に該当しなければ対象とならないので、要件の緩和が必要。

26	温暖で日照時間も長い瀬戸内では、太陽光エネルギーは農業用の電源としては十分対応可能なので、土地改良施設への電力供給のため、土地改良事業の一環として太陽光発電施設を整備していく必要。
27	農産物の地産・地消はもちろん、自然エネルギーを活用したエネルギーの地産・地消、竹炭等資材の地産・地消を一体的に進め、地域の活性化を図る必要。
28	人口減少、これに伴う税収の減少という今後の社会情勢の下で、新たな長期計画では、土地改良への投資に対して、国民の理解が得られ、国民への説明責任を果たせるよう、農業水利施設のストックマネジメントを考えていくことが重要。そのためには、国と地方公共団体、土地改良区、集落等の役割分担と連携をさらに強化し、その地区の特性に応じた予防保全対策を進めることが必要。
29	戦前に人力で築造されたため池やダムは、戦後に大型機械による近代技術で築造されたダムとは安全性の面で大きく異なることを明確に認識する必要。したがって、大部分のため池については、レベル2の地震による損傷は大きいという前提で、ハザードマップを作成することが現実的な対応。
30	すべての土地改良施設を対象にレベル2の地震に対応した耐震強化を図ることは非現実的。耐震を強化すべき施設種別の明確化を図るべき。また、長寿命化工法の設計に際しては、次の補修・補強を考慮したものとする必要。
31	老朽ため池の補修・補強にあたっては、堆積汚泥の処理による堤体補強土の確保など、新技術の活用を推進すべき。
32	小水力発電については、水を消費しない、通過させるだけの水利権を検討すべき。そうすれば、非かんがい期を含む運転効率が大幅に向上。
33	過去の農地、農業施設等の被害状況をみると、災害の原因のほとんどは梅雨前線に伴う豪雨。大規模地震への対応も非常に重要だが、豪雨による水害など日常茶飯事に起こりうる災害に対する対策を十分に講じることも重要であり、新たな長期計画では、こうした点も検討していく必要。
34	24時間取水24時間配水の考え方は、現在の営農形態を反映しておらず、このことが原因で用水不足が発生するなど、維持管理にも支障をきたしていることから、かんがい計画時間の短縮及び営農作物や時期などの変化に対応した必要水量の算定方法を検討すべき。
35	水利権は10年に1度の渇水流量以上の場合に取水が可能であるが、豊水時の河川用水の有効利用を検討すべき。
36	農業水利施設の長寿命化については、機能の向上ができるような制度とすべき。さらに、国営・県営クラスと同様に団体営クラス以下の小規模施設についても、保全計画策定に対する支援制度の創設が必要。

8)九州農政局

通し番号	意見の概要
1	水田はほ場整備による農地集積で整理できるが、畑の生産性の向上に対しては畑地かんがい施設の整備だけを捉まえるのは不十分。畑の生産性の向上を政策的にどのように位置づけるのか、そのために必要な畑地の整備をどのように展開していくのかの検討が必要。
2	アウトカム指標の設定にあたっては、多面的機能の発揮により国民が享受するメリットのように、生産者の視点だけでなく、消費者の視点からも検討が必要。
3	農地・水保全管理支払交付金の継続と事務手続きの簡略化が必要。
4	中山間地域の基盤整備では、整備工種のメニューとして鳥獣害防止施設が必要。
5	ため池は国土の保全の役割があるので、国庫補助率の嵩上げが必要。また、過疎・高齢化の進展により、ため池整備に係る地元負担は困難。
6	農業用施設機械の更新等に係る補助事業の新設が必要。
7	農業用道路の整備も必要。
8	戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業について、24年度以降も継続が必要。
9	アウトカムの設定の仕方で達成状況が変わってくる。 今回の実施状況をみると、アウトカム指標の達成率に比べて、事業量目標の達成率が低い、少ない事業費で、目標を達成していると誤解を招く。次期計画では、アウトカム指標と事業量目標に相関性があるように工夫することが必要。
10	農業水利施設のストックマネジメントについては、国営施設に比べて、県営、団体営施設の進捗が伸び悩んでいる。新たな長期計画では、基幹的水利施設に限定せず全ての水利施設をストックマネジメントの対象として明確に位置付けるべき。
11	熊本県には海沿いの海拔0m地帯に農地が2万haある。排水機場(160ヶ所)等の排水施設がこれら沿岸部の農地や生命、財産を守っていることから、排水施設のストックマネジメントについて、予算を確保し、その推進を図るべき。
12	水田の機能強化として、水田の汎用化のための整備を進めることにより、国が進めようとする戦略作物の生産拡大や食料自給率の向上につながる。

13	新たな長期計画では、新エネルギーの一つとして注目されている小水力発電を位置付け、その推進を図るべき。
14	排水施設については、更新時期が到来しており、常時のメンテナンス等に多額の費用を要しているところ。規模拡大を図ろうとする農家は、排水性が良好なほ場でないと、麦や大豆の作付ができないことから、排水施設の更新等の早期の実施を期待。
15	自給率の向上や生産性の向上を考えると、長期計画は生産者を重視した計画との印象を受けるが、生産者だけでなく、消費者、若者たちにも農業には魅力があり、参加してみたいと思わせるような計画とすべき。
16	ほ場の大区画化や乾田化、水路のパイプライン化等の生産性の向上のための基盤整備と環境保全とは相反する部分もあるが、基盤整備を行う際には、環境への配慮や生物多様性の保全を積極的に行うべきであり、生態系に配慮した水田や水路等の整備を推進していくことが必要。
17	周辺部でのビオトープの設置など環境への配慮の取組の成果を示せるようにすべき。
18	目標値の達成が困難な目標については、次の長期計画に引き継ぐかなど、新たな長期計画でどのように取扱うのかを十分に検討すべき。

9) 沖縄総合事務局

通し番号	意見の概要
1	耕作しなくても農地は貸さないというのが沖縄の特徴であり、行政・農業委員会が仲介しても農地の賃貸借は難しい状況。
2	食料・農業・農村基本計画では、畑作振興に関する記述が少ないが、沖縄では畑作が農業の主体であり、新たな長期計画では、畑作振興をしっかりと盛り込むべき。
3	沖縄においては、マンゴーのような付加価値の高い農作物の栽培について積極的に取り組んでいるが、新たな長期計画では、こうした高付加価値型の農業の展開についても、考慮すべき。
4	農地・水保全管理支払交付金については、地域コミュニティの強化や地域の農業への理解の向上等に寄与していることから、継続（第二期対策の導入）が必要。
5	沖縄の整備率はまだまだ不十分。畑地かんがいの整備により、担い手が育成されると考えられることから、整備の促進を図ることが必要。
6	これまでの土地改良事業の実施により、安定した農業用水の確保や労力の軽減などが図られるとともに、努力すれば儲かる農業を実現できるため、農業者の生産意欲は高まり、担い手が育成されつつあるなどの効果が発現。
7	基盤整備に併せて、担い手の実力をどう高めるかやどのように担い手を育成していくのかといったソフト面の対策を充実していく必要。
8	土地改良事業については、地域の農業、農村、農家の状況を十分に踏まえて、進めるべき。
9	新たな長期計画については、土地改良事業がうまくいかなかった事例も直視しながら検討していくべき。
10	輸送コストを踏まえた農業経営は農家や農業関係団体の問題であり、通常、条件整備である土地改良事業はこうした経営の分野には関与しないが、経営の問題や農家の考え方を事業の中心に見据えて、事業を進めるべき。
11	サトウキビ畑の基盤整備について、3ha以上の大規模な農家の育成のためだけに進めることは問題があり、1ha前後の農家も念頭に置いて、地域や農家の実情に合わせた整備を推進すべき。
12	沖縄では耕作放棄地の再生に重点を置いてきたことから、耕作放棄地の再生面積は、全国的にみてかなり高い水準であるが、ソフト施策の関係部局との連携を図りながら、再生後の営農をいかに持続的に展開させるかが今後の取り組むべき課題。

26	宮古の地下ダムについては、農業に関する理解を深めるためにも、島内の小中学校をはじめ、島外・県外の者も対象とした学習の場として活用するなど、もっとPRしていくことが必要。
27	意欲ある後継者を育成していくことが重要。また、沖縄はさまざまなハンディを抱えているが、歴史性を考慮して、これらへの配慮が必要。
28	耕作放棄は条件不利地域で発生するので、長期的な見通しの下に持続的な対策を講じる必要がある。
29	農地は一度荒廃すると再生には多大なコストがかかることから、例えば事前に情報を入手し、耕作放棄地の発生を未然に防ぐような対応が必要。
30	かんがいによる効果は、台風被害やそれによる塩害の影響で明確に示せない、場合があることから、沖縄では、水と風、塩害に関する3つの対策をセットでやらなければ、期待する効果が発現しないことを考慮すべき。